

総務教育常任委員会資料

(平成29年3月21日)

[件名]

- ・県公金のコンビニ収納拡大及び会計制度の改正について（会計指導課）…… 1

会 計 管 理 者

県公金のコンビニ収納拡大及び会計制度の改正について

平成29年3月21日
会 計 指 導 課

県民の利便性の向上を図るため、県公金のコンビニエンスストアでの収納を、平成29年4月から県営住宅家賃等にも拡大します。

また、新たな財務会計システム導入等により、事務の的確化と効率化を図るための会計制度改正を行います。

1 県公金のコンビニ収納拡大について

(1) 目的

県に対して納入通知書により使用料を納付する県民等の利便性向上を図る。

現 状：金融機関の窓口で納付（平日9時～15時）

4月以降：金融機関の窓口に加え、コンビニエンスストアでも納付可能

(2) 現在コンビニ収納できるもの

自動車税（定期課税分）、個人事業税、不動産取得税

(3) 新たにコンビニ収納ができるもの

県営住宅家賃、学校授業料、各種貸付金の返還金、道路・河川占用料等

(4) 取扱可能なコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンほか20コンビニエンスストアの各店舗

※ただし、1件30万円以下のものに限る

2 会計制度改正について

(1) 目的

平成29年4月に、新たな財務会計システムの導入と電子決裁システムとの連携により遠隔地の会計処理が可能となること、併せて事務処理の基準額を見直すこと等により、会計事務の的確化と効率化を図る。

(2) 主な改正内容

項目	改正後	改正前	備考
ア 全庁の支出の事前審査の一元化	会計局（統括審査課）で審査	本庁又は総合事務所で審査	県立学校、警察本部・警察署を除く
イ 全庁の支出の決裁の一元化	会計局（統括審査課）で決裁	本庁又は総合事務所で決裁	県立学校、警察署を除く
ウ 収入事務の簡素化	所属決裁	所属決裁後、会計局又は総合事務所で審査	
エ 契約書作成基準の見直し	250万円以上は契約書を作成 50万円以上250万円未満は請書	100万円以上は契約書を作成 50万円以上100万円未満は請書	
オ 所属で購入可能な物品の限度額の引上げ	本庁・出納機関とも20万円未満	本 庁：1万円未満 出納機関：20万円未満	